

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷五十第

行發日一月十年一十正大

論叢

傳統派の社會連帶思想

文學博士 米田庄太郎

時機尙早なる社會革命の企

文學博士 河上 肇

階級に就いて

文學博士 高田 保馬

經濟と自由

經濟學士 堀 經 夫

時論

物價調節問題

法學博士 河田 嗣郎

營業稅論

法學博士 小川郷太郎

說苑

租稅負擔の地方別研究

法學士 汐見 三郎

雜錄

一九二一年英領印度勞働爭議

法學士 柴田規矩三

小賣相場と卸賣相場

法學士 汐見 三郎

時論

物價調節問題

河田 嗣 郎

一 物價と通貨

物價調節の業を行はんが爲めには、先づ以て物價騰貴の狀況を造り成すに至りたる諸種の原因に就いて、其の主なるものを見定めて、然る上にて其の一々に對して適當なる方策を講ずるを要する。

仍て試に、戦時以來我國に於ける驚くべき物價騰貴の勢を馴致せる諸々の原因と思はるゝものを窺つて見るに、今問題が一般物價に關するものであるからには、その原因と見らるべきものもやはり之を一般的に物價騰貴の勢を形成すべき諸事情の中に求めねばならぬ。元來一般物價なるものは、個々の種類の財貨の價格の集成せるものたるに外ならぬけれども、然しそが一般物價として考へらるゝ限りは、個々の財貨に就いて其の價格騰貴を齎す特殊の原因を爲す所の事情は暫

く之を顧みないで、たゞ一般的にあらゆる種類の財に對して其の一般的價格水準を高むる原因を爲す所のものに就いて、見る外はない。

此の意味に於て先づ物價騰貴の原因を爲せるものとしては、通貨の膨脹と信用の膨脹とを挙げねばならぬ。

通貨の膨脹と一般物價騰貴との二現象の關係に就いては、苟も物價なるものが財物と貨幣との交換比を示すものたるに外ならないで、然かも一般物價に就いていふ場合には、財物の方は其の一一の種類の就いて見ないで、之を一括して見るものたるからには、兩者間に密接の關係あるは言を俟たざる次第で、その關係を否定しては抑も議論は成立し得ない。併し乍ら其の關係に就いては從來二様の相反する意見の行はれたること、人の好く之を知る通りである。即ち一方の意見は、物價騰貴の事實あるが爲めに經濟界に於ける財貨の運轉を行ふ必要上已むを得ず多くの通貨が必要とせられ通貨膨脹の現象を見るに至るに外ならずと爲すもの之で、他方の意見は、通貨が膨脹し其の所謂購買力が減少する爲めに物價は從て騰貴すること、なる、蓋し物價は財物と貨幣との交換割合をいふものなれば、貨幣の價値が下れば其れと財物との交換比を貨幣の分量で云ひ表はすものたる限り、其の云ひ表はされたる物價なるものは、騰貴せざるを得ないからだと爲すもの之である。

私は今更此の兩様の議論の當否を詮議せうとは思はないが、物價騰貴の事實ある爲めに經濟界に多くの分量の貨幣が必要とせられるといふ議論は、其點に於ては間違つて居らぬとしても、從て即ち通貨の膨脹を來す理由として物價騰貴の事實を數へなければならぬものだとしても、通貨が膨脹すれば貨幣の限界效用が下がり其の各單位の價値即ち所謂貨幣の購買力の減少するといふことは、否定すべからざる所であり、それが爲めに一般物價の騰貴を致す事實は之を拒み難い所であるから、通貨の膨脹といふ事實を一般物價騰貴の一原因と見ることは、決して妥當を缺ぐものとは考へられぬ。通貨膨脹の現象と物價騰貴の現象とは多少循環的に働くものなりとするも、ごもかく通貨膨脹の事實が物價騰貴の原因として働く所ある限りは、物價騰貴の原因を攻究するに當つては、通貨膨脹の事實を掲ぐるの止むを得ざるものがある。

試に我國に於ける貨幣の流通量が戦時以來如何に増加したかを、數字で示せば左の通りである (毎年十二月末)

	通貨總高	人口一人當 通貨高	百分比
大正三年	54,866,640圓	10.12圓	100.0%
同 四年	58,909,940圓	10.82圓	107.0%
同 五年	73,111,101圓	14.07圓	138.6%
同 六年	1,012,333,152圓	18.12圓	178.8%

(1) 此所に通貨といふのは本位金貨と銀貨其他の補助硬貨と日本銀行兌換券と政府發行の小額紙幣とを合せ稱するのである。數字は東洋經濟新報經濟年鑑大正十一年度に據る。

同 七年	1,265,311.33	1,265,311.33
同 八年	1,285,286.17	1,285,286.17
同 九年	1,200,486.85	1,200,486.85
同 十年	1,272,000.00	1,272,000.00

因是觀是、我國の通貨は戰時漸増し、大正八年——即ち景氣の絶頂に達したる年——に於て最高を示し、其年の流通高は大正三年に於ける流通高の三四二%即ちやがて三倍半に及むで居る。之を人口一人當りに就いて見るも三二七%に増加した。其後は少し流通高の減少を見たけれどもそれでも昨年末に於て總流通高は大正三年末に比し三倍強である。

其間我國の一般物價は左表指數の示すが如き騰貴を爲した。

	六月末	十二月末	六月末	十二月末
大正三年	100.0	100.0	同 七年	335.5
同 四年	119.0	126.8	同 八年	338.4
同 五年	125.5	125.6	同 九年	344.2
同 六年	127.6	129.3	同 十年	356.8

即ち右表の示す所によれば、我國の物價も大正八年末を以て絶頂と爲し、其時の物價指數は開戦前月たる大正三年六月末の指數に比し恰も三一・九%に當り物價は正に三倍強となつたわけである。之と前表通貨の流通高の増加歩合とを比較して見れば、兩者の略ぼ同一歩合を示すを見る。尤も此の契合あればさて物價騰貴の歩合が通貨増加の歩合と常に正比例して進むものと論斷

2) 此の物價指數は東洋經濟新報社の作製せるものである。大正三年六月末を基本として居る點が便利だから此に據ることとした。

することは出来難く、又兩者何れが原因で何れが結果かといふことも、たゞ此の比較だけでは云へぬことだが、こもかく兩者の比較に依て兩者が凡そ平行して進むだ事實だけは之を知ることが出来る。

經濟界が一般に非常に景氣の好い時分には、貨幣の流通量はかなり多くても相當に消化されて行くものであり、又貨幣の流通の速度も早くて、それが爲めに物價騰貴の勢を形成するにしても物價は高いなりに經濟界一般はやはり景氣よく動いて行く。然るに經濟界が好景氣の反動に依て當今のやうな沈衰期を迎へて來、金融は梗塞し、事業は萎靡し、交易は圓滑を缺き消費不如意となつて來るに於ては、物價が好景氣の餘勢のまゝに依然として高きに居ることは、生産上にも消費上にも到底堪え得べからざることゝならざるを得ず、流通貨幣が依然として多いといふと、經濟界の實力は到底之を消化し得ず、下らんとする物價は之が爲めに支へられて下落し得ざることゝなり、彌々以て經濟界の困難を増すことゝなるのである。

されば當今の如き反動的不景氣の時期に際しては、生産方面に於ける貨幣の需要減退と共に通貨の高は自ら徐々に減少しもて行く外はないであらうが、物價が依然として高ければ通貨の需要も依然として多くは減り得ないわけだし、通貨の減らないが爲めに又物價は下り得ないで、やはり循環的に互に持ち合つて行くことゝならざるを得ないから、此際物價調節の策を講ずるに就い

ては、通貨を成可く收縮することは是非必要とせなければならぬ。

今回政府が、當分の中、在外正貨を兌換準備中より除外することとしたのは、之に依て多少にも兌換券増發を抑制し通貨の膨脹を防がんが爲めの志に出でたるものとす。それが實際上とだけの効果を示すかは疑問だが、其の主旨は當を得たものと謂はねばならぬ。傳へられる所では在外正貨八月十五日現在六億三千七百萬圓中兌換準備に充てられて居るのは八千萬圓に過ぎぬといふことであり、それに近頃は兌換券の發行高は大抵十一億圓臺に居り月末でも十二億圓をそこで、然かも是は正貨準備だけで行はれ、昨年來發行餘力は常に保證準備全額を示して居る有様だから、此の在外正貨兌換準備除外の爲めに、通貨の高が減せざるを得ざるに至るべしとは考へられぬが、此上の増發を抑へるに就いては多少効果あるであらう。つまり積極的に通貨を減らす力はなくても消極的に多少之が膨脹を抑ゆる効果は持ち得るであらう。尙それに又現今我國の國際決済勘定は受取勘定に向て來て居るやうだから、此所暫く正貨の減少を見ることはないであらうから、益々以て在外正貨除外に依つて通貨の積極的減少の效果を見ることは期待され難い。

そこで一寸寄道をして例の金輸出禁止解除の問題に就いて攷へて見る。先般來金輸出解禁の運動は、對米爲替が餘りに安かつたものだから、輸入貿易業者の大いに之を苦痛として、主として其の方面から起つたものと考へられるが、同時に又之を行ふことに依つて我國の金所有量を減す

れば、物價の調節上にも効果あるべきものと考へられて居る。若し金輸出解禁に依つて我國の保有正貨の減少が事實として表はれ来るならば、金輸出解禁はたしかに物價引下の効果を伴生し得べきである。然し現状に於ては、右述の如く、我國の國際決済上の地位は受取勘定に向つて來たやうである所へ持て來て、爲替銀行の手許には輸出手形の買持が相當に多くあると傳へられて居るから其の狀況が續けば對米爲替の如きも早晚騰貴して來なければならぬ筈で、金輸出解禁の必要は貿易上からは此迄ほど多くなくなり、又その解禁を行つても、我國の金保有高はそれが爲めに著しく減少することなかるべく、從て國內物價が之に依て著しく低落せしめられることもなかるべきである。その代り又その解禁を行ふも、我が兌換制度を危くするに至るべしなど、大いに杞憂するほどのこともあり得ないであらう。

要するに、在外在貨兌換準備除外といひ、金輸出解禁といひ、其の物價に及ぼす影響は、現状の下に於ては、そして甚だしき輸入超過の勢の表はれ來らざる限に於ては、あまり積極的なものではあり得ないし、又餘り著大なものでもあり得ないと思はねばならぬ。たゞ併し之を行ふ行はざるに比して、物價調節上遙かに優れることだけは、否定し難い。

二 物價と信用

扱て右は通貨を中心としての議論であるが、戦時以來我國の物價をして大いに騰貴せしめたる原因として、通貨の膨脹に關聯して考へて見なければならぬものは、信用の膨脹といふ現象である。信用の膨脹が經濟界に於て物價に關して又其他の關係に於て通貨の膨脹に似たる働を爲すものたることは、絮説を俟たない所だが、戦時以來我國に於ける信用の膨脹は、實に夥しきものであつた。そしてそれが纏て通貨膨脹の因を爲したる所の著大なるは言ふ迄もない。

戦時以來に於ける信用の膨脹の狀況を窺はん爲めに、先づ日本銀行の一般貸出高を見るに、毎年上下兩半期間に於ける總貸出高及び各期末殘高は左表に示す如きものであつた。そして其の貸出の中では、外國爲替資金としての貸出と内國手形に對する貸出とが大部分を占めて居る次第だから、今此等を表にして示すこととする。³⁾

		貸出總計		内國手形		外國爲替	
		貸出高	期末殘高	貸付高	期末殘高	貸付高	期末殘高
大正三年	上期	1,270,000	76,200	1,270,000	1,270,000	1,270,000	76,200
	下期	1,270,000	1,270,000	1,270,000	1,270,000	1,270,000	1,270,000
同 四年	上期	1,270,000	1,270,000	1,270,000	1,270,000	1,270,000	1,270,000
	下期	1,270,000	1,270,000	1,270,000	1,270,000	1,270,000	1,270,000
同 五年	上期	1,270,000	1,270,000	1,270,000	1,270,000	1,270,000	1,270,000
	下期	1,270,000	1,270,000	1,270,000	1,270,000	1,270,000	1,270,000
同 六年	上期	1,270,000	1,270,000	1,270,000	1,270,000	1,270,000	1,270,000
	下期	1,270,000	1,270,000	1,270,000	1,270,000	1,270,000	1,270,000

3) 東洋經濟新報經濟年鑑大正八年度及大正十一年度二四頁

同 七年	上 期	二、三八八、五五五	五、五四七、七六	四、八一〇	七、七五七、七
	下 期	二、八九二、六一	五、九三三、三三	二、九三三	四、四三三、三
同 八年	上 期	二、四〇、七三三	七、九三〇、九	一、四八八、三	一、四八八、三
	下 期	二、八〇、七〇	一、四三三、三	三、三三三、三	一、七六六、二
同 九年	上 期	三、七五五、二九	二、八四一、六	三、三三三、三	一、三〇三、三
	下 期	二、二九八、八	一、一四四、〇	一、五五五、五	三、四三三、三
同 十年	上 期	三、七五五、二九	四、〇〇〇	三、〇〇〇	三、六六六、六
	下 期	三、三三三、三	三、三三三、三	二、九三三、三	三、三三三、三

右に示す所に就いて見れば、日銀貸出も一般景氣の絶頂に達したる大正八年及び九年春を以てレコードを爲し、大正八年下半期の總貸出三十億圓、九年上半年の總貸出三十七億餘萬圓に及び、大正三年下半期に比し正に十倍に上つて居る。そして其の期末現在は大正八年下半期末に於て七億圓、九年上半年末は四月の恐慌來の爲め少し減つたがそれでも尙ほ六億六千萬圓といふ巨額を示して居る。そして此の貸出の中に在つて、内國手形に對する貸付は其の半額以上に上つて居るが、注意すべきことは、大正七年上半期からして外國爲替資金の貸付が急に殖へて内國手形に對する貸付以上に出で、大正八年下半期及九年上半年に於てもやはり内國手形貸付にやゝ近き状態に在つたことである。併し其後は貿易上輸出減退輸入増進の勢の表はれた爲めに、爲替の都合が少しづつ取れるやうになり、貸出金も大いに減少することゝなつた。

ともかく此の巨額の貸出は信用の過度膨脹として、我が經濟界の異常の變態たらざるを得な

つたのである。そして日銀の貸出已に然るものだから、一般普通銀行の貸出及び預金ともに年々に激増した。即ち大正三年末には預金現在残高十五億圓だったものが、大正七年末には現在高二十四億圓に上り、八年末残高四億九千萬圓、九年末四億四千萬圓といふ驚くべき増加を爲したのである。從て又貸出の方に在つても、大正二年下半年末現在残高七億三千六百萬圓だったものが、大正七年末残高二十九億圓となり、八年末残高三十九億五千萬圓、九年末現在四十五億六千萬圓を稱ふることゝなつた。それに又手形割引は大正三年末残高九億七千七百萬圓だったのが、七年末には残高十一億圓、八年末現在十五億八千八百萬圓、九年末残高十三億圓といふ額を示す有様となつたのである。斯かる巨額の信用膨脹が物價の上に影響しないで止り得るものではなく、資金の額が多くなればなるほど、其が資本として働き得る力は弱くなつて、物價は其の呼値に於て愈益々騰貴して止る所を知らなかつたのである。

そして此等の巨額の資金は、固より總べて事業資金として用ゐられたものではなかつたが、それでも其の大部分は事業費に用ゐられた。然かも斯く資金の潤澤なるが爲めに、新事業は濫設せられ、在來の事業は亂暴に増設せられて、其勢の凄まじかつたことは、今尙ほ人の氣憶に新たなる所である。

この位多くの資金が銀行會社の新設及び擴張計畫に用ゐられたかといふに、日本銀行の調査と

三井銀行の調査と多少異つて居るが、兩者を其の各種事業合計額に於て示せば左表の通りである。

日本銀行調査

三井銀行調査

大正六年	一、五六二、五三〇 <small>千圓</small>	二、〇七七、三七七 <small>千圓</small>
同 七年	二、六七六、九〇一	三、一八〇、〇〇七
同 八年	四、〇六八、四七五	四、三〇一、五三九
同 九年	五、一一三、六二九	六、三一、六六四
同 十年	二、二三六、一九五	三、〇八六、五二二

新設擴張計畫の最も多額に上つたのは大正九年たることが、右に依て窺はれるが、然かも同年四月以後はあの恐慌的狀態だったので、その恐慌の襲來前の三四ヶ月が實に狂奔的の有様だった。即ち日銀調査に依れば同年四月迄の資金額一十七億八千二百三萬二千圓に上ぼり、三井銀行調査に依れば三月迄で四十四億六千二百三十七萬三千圓に上ぼつて居る。即ち前者の調では四月間の資金合計は大正七年全體の計畫資金を超へ、後者の調べでは三月間の合計は大正八年全體の合計額を越へて居る。何れにしても大正九年の初から三四ヶ月間といふものは、正氣の沙汰とは思はれぬ有様だったので、其後直ちに彼の恐るべき恐慌的反動を見た次第である。されば此の事業計畫なるものには、頗る投機的のものゝ多かつたことが、容易に了解される次第である。

泡沫會社の新設と、一般的なる投機買賣とは大正七八年にかけて、洵に名狀し難き勢を以て行はれた。それが爲めに上に示すが如き多額の資金は用ゐられ、信用の過度膨脹を來たし、物價は

同 七 年		同 八 年		同 九 年		同 十 年	
六 月	十二 月						
228.5	238.7	228.4	311.9	265.4	221.6	206.6	237.6
239.1	236.3	242.7	268.8	307.8	232.4	188.7	170.9
220.4	214.3	218.3	265.2	223.6	146.3	123.9	131.4

天井知らずに押昂げられた。即ち我國の物價指數が先づ米國の物價指數を凌駕し、次で英國のそれをも凌ぐに至つたのは大正七年のことであつて、所謂好景氣と通貨及び信用の膨脹と事業熱の勃興と投機の盛行と物價騰貴とは歩調を整へて熾進したのである。

されば當今物價調節を行ふに當つて、信用の過度膨脹を收縮せしめ、特に投機資金の融通を慎むで、之に依て事業界一般の氣風を引締ると同時に、金融の實狀をして健全なる運行を爲すものたらしめんことは、洵に必要避くべからざる所と謂はねばならぬ。今回政府が、銀行業者に對して投機資金の融通を慎むべきやう注意することとしたのは、甚だ遅播きだつたことを遺憾とするけれども、事それ自身は當を得たるものと謂はねばならぬ。大正六七年以來あの不健全なる事業熱と極端なる投機熱とに油をそそぎ、奔馬に益々鞭を當てたる譏は、どうしても銀行業者の免る能はざる所なれば、右の注意は一面には銀行業者を戒飾する意味に於て止むを得ざる所であり、又一面に於ては、物價調節の事業が此際、どうしても金融の局に當る銀行業者の協力を待つにあらざれば、十分其功を奏し難く、其の協力を促す意味に於ても必要なことに屬する。

米國の物價調節事業がよく金融機關の誠意ある協力に依て行はれ、銀行業者が其の貸出を行ふに當つて十分に其の相手方を選び又資金の使途を吟味し、其の貸出が、株式たる商品たる土地を他のものたることを問はず、苟も投機に用ゐらるゝことなきやう、之を防止するを以て銀行

4)	大正三年		同四年		同五年		同六年	
	六月	十二月	六月	十二月	六月	十二月	六月	十二月
日(月末)	100.0	98.3	112.9	138.8	134.5	156.6	178.6	194.3
英(月末)	100.0	109.8	127.5	142.6	165.2	192.5	221.5	229.3
米(月初)	100.0	105.6	114.0	126.1	133.2	158.6	185.6	207.5

業者の義務なりとするの態度を以て、不謹慎貸出を慎み、銀行自ら一の物價調節機關たらんとするの意氣込を示したことは、まことに我國に取つてよい手本と謂はねばならぬ。又準備銀行が組合銀行をして貸出を收縮せしむる爲め、準備銀行よりの貸出を手控へ、又組合銀行より準備銀行へ借入金の返済を爲さしむる政策を採り、例へば紐育に於て、一九二〇年一月に、拂込資本と積立金との合計額の二倍以上の金額を準備銀行より借入れて居た銀行業者に對して、其の借入金の返済を要求したが如きは、最も注意すべき事例と謂ふべきである。又準備銀行をして加盟銀行に對する貸出の増加せる場合に其の利率を累進的に引上ぐるを得せしめ、以て貸出を自らに制限せんとする一九二〇年四月十三日のファイラン法の如きも、大いに參考と爲すに足りる。我國に於て或銀行が業務困難に陥れば直ちに日本銀行や他の僚友銀行が其の救済に向ふ如きは、事情止むを得ない場合が多からうけれども、救済も多少の手加減を要する場合あるを思はなくてはならぬ。

要するに銀行は國民經濟上の公の機關として公益を衛り之を進むるの職責を荷ふて居るものなれば、銀行業者たる者は其の公的任務に孤負するなきを期せねばならぬ。たゞ營利之れ専らとし、相場師でも山師でも儲けにさへなれば、良いお客とし、投機資金でも何でも儲にさへなれば融通するといふが如きに至つては、全くはや沙汰の限りである。

尙ほ物價調節に關して金融方面のことを論ずるに當つては、政府の財政政策を慎み、特に租稅

5) 米國に於ける物價調節策については住友銀行八代則彦氏著「米國物價引下策に關する調査」は幾多のよき參考資料を供して足れる。金融機關の協力については同書四八—五九頁に詳し。

政策と公債政策とに於て、十分慎重の態度を探るの必要あることを述べねばならぬ。然しそれについて細論せんことは、紙面の到底之を許さざる所であるから、茲にはたゞ一言右の意味だけを明かにして置くに止める。

三 物價と需給状態

上に論ずる所は一般物價に關して貨幣の側より問題を取扱つたものであるが、今や驟つて財物の側から問題を攷究して見やう。

戦時以來我國の一般物價が素晴らしき騰貴を爲したのは、一つにはどうしても其の原因が財物の側に存せざるを得ない。そしてそれは先づ第一には、輸出貿易の伸張に依り國內の資金が多くなり通貨の流通量も段々に増加して來て、先づ最初に輸出品の販賣を業とする者とその生産を業とする者との企業利潤を増し、引いては其の生産の原料の生産を業とする者や、其等の商品の荷造運搬を業とする者やの利得を増しといふ風にして、段々資金が社會の諸方面に行涉り、それにストライキによる要求や其他平和の道筋やに依つて労働者の賃金が増して、貨幣が社會の下層にまで漸次多く行渡ることゝなつたものだから、一般の人々の財貨に對する消費慾を刺戟し、從てその需要を増して來たことを以て、原因とせなければならぬ。勿論その需要の増加は人々の階級

や職業の異なるに依て相違し、商工業者に於て最も多くの増加を見、労働者之に次ぎ、月給取階級の如きは殆んど多く其の仲間入をすることが出来なかつたし、又同じ商工業といつても事業の種類により又人によつて異り、労働者の中にも少からざる相違があつたが、兎に角、一般的に之を觀て、財貨に對する需要の増加を見たことは事實であつて、然かも其の増加の勢は大正六年よりは七年、七年よりは八年といふ風に、段々著明なるものとなつて來た。そして此の狀勢が一般物價の騰貴の勢を造り爲すことに與つて大いに力ありしは、否定し難き所に屬する。

殊には又、戰時利得として不時の收入増加が商工業者の間に表はれて、大小種々なる成金を叢生せしめたのと、労働者の所得も金額に於て急に大いに増加することゝなつたのとで、財貨に對する需要は主として奢侈品に對する需要として表はれ、又一般的に之を見て國民消費の狀態は頗る奢侈的浪費の狀態を呈するに至つた。之はいつでも不時の不勞所得的に利得が生れたり、又平素金を持たないで窮乏して居た人が急に少し多くの金を得たりすると、表はれて來る現象で、特に労働者階級の間急に賃金所得の増加したことは、何しろ其の階級の人々の數が多いものだから、彼の成金輩の狂的なる奢侈と相呼應して、國民一般の消費をして頗る浪費的ならしめた。

元來労働者は其の狀態が幼稚なれば幼稚なるほど貯蓄の考が乏しく、少し餘裕があれば直ちに奢侈的浪費をするのが常であるから、戰時中一般の傾向として大いに浪費の風の浸漸して來たのは、

洵に止むを得ない所であつた。

此の浪費の傾向の爲めに物價が理論的にも心理的にも段々と高めらるゝことゝなつた事情は、實に輕視すべからざるものである。即ち理論的には之に依つて一般に財貨の需要の實質的に増加したるが爲めに、そして心理的には値が高くさへあれば品が好くて奢侈慾を満足せしむるに足るといふ幼稚な考から、何でも値が高くさへあれば賣れ、安くは一向に賣れぬといふ風になつた爲めに、茲に物價は實質上の理由からと、商人の手心とに依つて、益々騰貴することになつたのである。そして其の傾向が成金輩と労働者とに依て造り爲されたることは、之を否定し難い所とする。彼等は同じ品でも値が高ければ買ひ、又ほんとに品がよくて値の高いのならば厭はずに之を買ふといふ風で、金時計、金鎖、金縁眼鏡、金義齒、金指輪、金腕輪、絹襯衣、絹ハンカチーフ、絹傘、絹反物、靴、ストラツキ、西洋蓑、ウイスキー其他の六ヶ敷い名の附いた洋酒、洋菓子、清涼水といつた風なものに對する需要は、殆んど無限で、價は幾ら高くとも一向に頓着せぬ有様だつた。日本人は元來西洋人に比して見榮坊で、身分不相應な服装や生活をしたがる癖があり、文明的田舎者たる譏を免れ難い所へ、急に所得が金額に於て殖へたものだから、浪費は實に歐米並み以上に行はれることゝなつた。

之が爲めに労働者の如きは、賃金額は殖へても一向に生活の實際は樂にならなかつたものだから

ら、ストライキが頻發して賃金引上要求が行はれ、雇主は又景氣のよいにまかせて之に應じた。斯くて賃金の昂がるまゝに又一般的に財貨の生産費は増加し、之亦物價をして昂騰せしむる有力の原因となつたのである。それで賃金が増せば直ちに尻から物價が附いて騰がり、終に労働者の如きも、賃金値上よりは寧ろ物價引下の必要なるを悟るに至ることゝなつた。

事情果して右の如くなりとせば、今物價調節を行ふに當つて、國民一般の消費節約を要請し、少くとも浪費防止の策を講ずることは、止むに止まれぬ所と謂はねばならぬ。之れたゞ常套的な勤儉貯蓄の御説法とばかり見るべきではなく、經濟上の眞實の理由から、此際國民一般の消費節約を要請することは、物價調節をして効果あらしむる一大有力の原因を爲すものと見るべきである。

次に物價騰貴の原因として財貨の側の事情を致へるには、財貨一般の供給状態を見なければならぬ。そして此の方面も亦需要に就いて前に述べた所と同じやうに、財貨の種類に依り又財貨一ツツ々に依つて其の供給の状態は趣を異にして居る次第で、一般的のことは正確には述べ難いが、それでもやはり暫く財貨個々の種類に關する特殊の事情を抜きにして概括的に之を見て、戦時中財貨一般の供給状態が、需要の増加に追従して増加する得ず、財貨一般の供給だけからいへば戦前に比して増加を見たるにせよ、その増加が需要の増加に比例し得なかつた意味に於て、供給不

足の状態を呈したことの謂ひ得べきものがある。

それに又或種の財貨に至つては、外國よりの輸入供給の杜絶し又は著しく減少したるが爲めに、又或種のものゝは盛に海外に輸出せられたるが爲めに、明かに戦前に比し其の國內供給量の頗る不足する状態を呈したるものも少くない。

總べて斯かる状態は、事實上先づ特殊物價の騰貴を促し、引いて又それが一般物價騰貴の勢を助けることゝならざるを得なかつた。それに心理作用も手傳つて、供給不足は其の實際以上に誇張して考へられ、尙又商人が其の機會を利用して買占賣惜を爲して益々供給不足を甚しからしめる等のことも行はれた爲めに、物價は彌々以て其の騰貴の勢を促進せられたのである。

されば若し物價調節の事業と國民實生活の内容を豊かにし眞實に社會生活を整へる政策とが、早くより行はるべきものであつたならば、戦時中からして或種の供給不足の状態甚しき財貨の如きに對しては、之を無制限に海外に輸出することに對して、何等かの限定を爲すべきだつたのである。然るに實際に於ては例の重商主義的見地からして、商品の輸出を盛に行ひ貨幣利得を愈々益々大にするは國富を増す最大有力の事由と考へられ、輸出は一般的に奨励こそすれ、之を制限するが如きことは殆んど多く考へられなかつた爲めに、國內の供給状態には頓着なく、不足勝なものでも、剩つたものでも、何でも彼でも好く賣れて多く儲かりさへすれば輸出さることゝな

り、爲めに國內の財貨一般供給状態は大いに悪化するを免れ能はなかつた。そして此の事情が國內物價騰貴の勢を助けたる所の鮮少なからざるは、否定すべからざる所に屬する。

試に戦時以來行はれたる輸出入の状況を商品の數量に就いて見るに、人の直ちに之を想像し得べきが如く、又實際に於ても、戦前に比し輸出は大いに増加して輸入は大いに減少して居る。從て我國の國內財貨供給量は暫く生産の増加といふ事實を除外してたゞ輸出入關係だけからいへば、出超に依り供給の減せられたるを見る次第である。試に之を數字の上で大正三年以來の輸出入状態を、大正二年の物價に換算して之に依て商品數量の増減として大正二年の輸出入數量に比較して示せば左表の如し。

	輸出量 増(減)%	輸入量 増(減)%
大正三年.....(一)	六・〇	一六・一
同 四年.....(一)	三・〇	二・三
同 五年.....(一)	五・一	二六・〇
同 六年.....(一)	三・七	一〇・二
同 七年.....(一)	四・四	三・〇
同 八年.....(一)	二五・五	三六・三
同 九年.....(一)	一・四	二五・三
同 十年.....(一)	五・五	四三・二
合計.....(一)	二四・五	七四・八
	三九	六八

6) 東洋經濟新報經濟年鑑の表を材料として作製したるもの

差 引 (甲) 110.6 (乙) 1.0

毎年平均 (甲) 1.6・3 (乙) 0.115

右表の示す所によれば、輸出は大正四年から段々増して其勢が八年まで續き、七年の如きは大正二年に比し輸出商品の數量は四割以上の増加を示した有様だつた。それで九年十年の減少を差引いても、三年以來八年間に於て十三割だけ餘分の輸出が行はれ、毎年平均一割六分だけ大正二年よりも多くの輸出が行はれたことになる。然るに輸入の方は、大正六年まで引續いて減少し、八年から十年にかけて又大いに増加した結果、八年間に殆んど多くの増減なく、之を平均すれば毎年はゞ大正二年並みの輸入の行はれたことになる。そこでつまり我國の輸出入貿易は、之を其の商品價格の上に於ても窺ひ得られる如く、其の商品數量の上に於ても、大正二年の状態を標準にして考ふれば、かなり多量の輸出超過となり、生産増加の關係をぬきにすれば、その分量だけ商品數量を減じたわけなのである。

斯んなやうな有様だから、國內に於ける財貨の供給が兎角思はしく行はれなかつたのは理由あることで、それに又運輸機關の不備による輸送能力の缺乏の爲めに滞貨の夥しきを見、之れ亦其の及ばず影響は供給不足の狀況を甚しからしむることとなる。

要するに供給の不足の狀況が物價騰貴の原因の一を爲したることは、戰時中に於て既に之を窺

い得た所である。然るに大正九年の春の不景氣襲來以後に於ては又更らに其の不景氣の爲めに生産が萎縮し、一面には生産資金供給の道の大いに梗塞したると、一面には生産者に於ける前途不安の觀想との爲めに、國內物資の生産供給は著しく減少することとなり。それが爲めに物價は下落すべくして容易に下落せず、又その下落を恐るゝが爲めに生産者に於て故意に生産を手控えたる事情もあつて、物價下落の勢の阻止されたる所は尠少でなかつた。されば今物價調節を行はんが爲めには、社會に眞實必要な物であつて然かも其の生産の不振なるものに對しては、成るべく低利で且つ其額の適當に潤澤なる生産資金の供給の行はれることを必要とする。そして其働は政府自身に依ても爲され得べきと同時に、主としてはやはり銀行業者の協力を待つて、健在なる生産事業に對する資金融通の道を開き、以て或種財貨の生産の増加による供給増加を計るを要する。投機資金の融通を慎むことが銀行業者の責任たると同時に、健全なる生産資金の融通を潤澤にすることは、やはり銀行業者の積極的任務とする所たるを忘れてはならぬ。

四 物價と中間商業

財貨の需要と供給との關係よりして物價の問題を攷察するに就いては、次に必ずや其の需要と供給との適合を計るを以て任務と爲す所の中間商業に關して、それが物價に及ぼす影響を攷へて見

なければならぬ。

由來物價の問題が論せらるゝ際には、いつも中間商業なるものは槍玉にかけられるが例である。そして常に中間商業があまり複雑になつて居て、それが餘りに多くの階級の職業に分化し従て餘りに多くの商人が之に従來するが爲めに、財貨の價格は、それが生産者の手を離れて商品として轉々賣買せられ終に消費者の手に届く迄の間に於て、著しく高貴となるものだと論せられて居る。

此の議論は、從來は主として食料品の價格に關して行はれたものだったが、一般物價の問題を致ふる際にも、固より表はれ來るべきものである。而して問題は歐米の如きに於て啻に議論として論せられるばかりでなく、中間商業の弊害が事實的に指摘されて、其の省略と整理とが實行策として着手されて居るやうに、我國に於ても、中間商業の弊害は近頃大變目につくやうになり、特に戰時以來の一般物價騰貴の狀勢に連れて、其の弊害は頗る著明なるものとなつて來た。而して又中間商業の弊害は、たゞ組織として中間商業が必要以上に複雑となつて居り中間商人が必要以上に多い所から出て來るばかりでなく、實にその中間商人が種々の惡辣手段を講じて故意に物價を釣り上げ又は其の下落を遮止して、其間に暴利を貪るといふことから出て來るものとせられる。然らば中間商業あるが爲めに、商品の價格はどの位高くなるものかといふに、之に就いては早くから獨逸や米國などで色々の調査が行はれて其の結果が發表されて居る。誠に米國に於ける

其の二三の例を見るに、キング教授は、フィラデルフィアの市場に就いて、牛酪、馬鈴薯、鶏卵、鶏肉、玉蜀黍、苜、トマトの價格平均に於ては、消費者が二弗三十五錢拂ふのに對して生産者の手に入る代價は僅かに一弗に過ぎぬと説いて居る。即ち生産價格は消費價格の四割二分六厘に過ぎぬのである。又ハルムス氏は、果實、馬鈴薯、鶏肉及び牛乳の價格平均に於ては生産者の得る所消費價格の五割二分に當ると述べて居る。⁷⁾

尙ほ米國勞働局の調査に依れば、一九一一年十二月に於て牛酪の生産價格と消費價格との開きは二割四分一厘であつた。又紐育市に於て調査されたる所によれば、生産價格は消費價格の六割九分四厘であつた。然るにカリフォルニア産蜜柑に就いて、加州果實生産者組合の調査によれば摘取費及び荷造所に至るまでの運搬費を込めて生産者の得る所は、消費價格の二割九分一厘にしか及ばず、他の七割九厘は販賣上の總費用として途中に消え、就中小賣商人の占むる所は消費價格の三割三分三厘、總販賣費用の四割七分に及ぶことがわかつた。⁸⁾

尙ほ商品の消費價格と生産價格との差が普通にかなり大なることは、ハーバート大學業務調査局の調査に照し見るも明かで、食料品と異り腐敗もせなれば取扱上損失の危険もない靴に於てさへ、生産價格は消費價格の六割乃至七割にしか當らず、兩者の差は三割乃至四割に及ぶ有様である。⁹⁾

7) L. D. H. Weld, The Marketing of Farm Products, p. 176-7.
 8) ibid. pp. 189-192; 214-216.
 9) E. G. Nource, The Chicago Produce Market, p. 127

酬て我國に於ける狀況は、まだ十分調査せられて居らぬから、多くの材料を掲げることには出来兼ねが、誠に大阪府の調査に表はれたる所を見れば、先づ温州蜜柑と林檎と牛蒡と大根とに於て、其の價格構成の狀態は左表の通りの歩合で出来て居る。

一、生産者の得る所……………	蜜柑	林檎	牛蒡	大根	平均
一、荷造費……………	四・七%	四・八%	五・四%	四・五%	四・五%
一、運賃……………	五・九%	八・七%	二・〇%	三・七%	二・九%
一、卸問屋口錢……………	九・六%	三・三%	五・四%	一四・三%	八・二%
一、仲買人口錢……………	六・七%	五・九%	六・六%	七・七%	六・五%
一、小賣商人口錢……………	五・三%	三・八%	五・三%	四・六%	四・九%
	三・七%	三・七%	二八・〇%	三・六%	二九・七%

次に魚類に在つては、鯛の漁獲者の得る所は小賣價格の四割七分八厘、レンコダイ同上六割八分八厘、鯛同上七割三分三厘といふやうな狀態を呈して居る。

惟ふに總て右等の如きは、所謂普通の狀態であつて、中間商人が故意に買占め賣惜み等のことを爲さず通常の業務を行ふにしても、元來中間商業が複雑に出来て居り、各商人の手許に於て賣買上實際費用もかゝり又商人自己の業務利益も取らねばならぬから、其等のものが積り積つて、斯くも商品の價格をして、生産者の手を離れたる時と消費者の手に入る時とに於て大いなる懸隔を生ぜしむるに至るのである。されば中間商人の惡徳の鳴らすべきなく彼等が暴利を貪れる事實

なくとも、現今商品の價格は中間商業の爲めに高くせらるゝものゝ謂はねばならぬ。ましてや物價騰貴の時期に際して、中間商人が或は同業組合及び類似のものゝ力に依て價格を釣上げたり、又銘々暴利を占むべき惡辣手段を講じたりするに於ては、中間商業の爲めに物價騰貴の勢が加増せられ、又は物價下落の傾向が阻止せらるゝ所は、實に多大なりとせなければならぬ。

茲に於てか、今物價調節の策を講ずるに就いて、成可く此の中間商業の手を省く工夫を爲し生産者は生産者で各々生産組合や販賣組合出荷組合の如きを組織し、消費者は又多數の有力なる消費組合を組織して、互に直接の取引を爲し、以て中間商業の手を全く省き得るか、然らざるまでも中間に一二の御問屋の手を經由するに過ぎざる仕組を立てるに於ては、それが物價調節の上に働く力の多大なる可きを疑ふことが出来ぬ。特に食料品其他の日常必需品に關して、此の中間商業省略の道の講せらるゝに於ては、そが一面には生産者を利し乍ら、他方には消費者の生活上の困難を軽減することは些少ならざるものとする。又彼の公設市場の如きが能く普及發達して、其の經營が有效に行はれ消費者に依る其の利用が廣く行はるゝに至ることも、物價調節の上に少からざる効果あるべきものゝ謂はねばならぬ。そしてすべて此等の施設は、たゞ物價引下の爲めにする一時の政策たる性質のものでなく、平常普通の施設として行はるべきものたることも、多く衆説を待たざる所とする。されば私は今は此等の點については多く論ずることをせぬであらう。其

の詳細については拙著『農業經濟學』第八編第三章第一節を参照せられたい。

五 物價と暴利

普通の業務としての中間商業の利得に關する問題よりも、此際もつと力癪を入れて考へて見たのは、中間商人の間に暴利を貪る實狀ある場合のことである。その暴利的行爲が果してあるかないか、又何れの程度迄の利得ならば普通の利得であつて、何れの程度以上からを暴利と稱すかなどといふ議論は暫く預つて置いて、世間普通の平均的状態から之を見て、暴利を貪るものと信せらるゝ行爲が、廣く商人の間に行はれたり、又其その實際利得の多少に拘らず、價格を釣上ぐる目的を以て商品の買占めや賣惜みや貯藏やの行はるゝあらば、それに依て物價が人爲的に騰貴せしめられたり、少くとも自然的なる配給の状態が紊されて、價格をして不自然的に決定又は變動せしむることゝ爲るを免れ難い。

之を亞米利加の實例に就いて見るに、二十三弗の原價の洋服を四十五弗に賣らんとして檢舉せられたる例や、一封度十仙半の原價の牛肉を十七仙に賣り、一封度九仙原價の羊肉を二十五仙に賣り、一斤十六仙の砂糖を二十四仙二厘に賣り、一ガロン二十九仙五厘のギャンリンを三十四仙に賣り、一噸二弗九十仙の原價の石炭を七弗、七弗半、八弗にて賣りたる者等を暴利者として檢舉

したる例の如きは、所謂暴利の例として考へらるゝもので、此種の行爲は、商人が誠實に其の業務を行ひ、商品の需要と供給との圓滑なる適合を得せしめて、其間に公正なる價格を造り出すを以て任務とする行爲と見らるべきものにあらざるは、常識を以てして容易に判斷され得る所である。我國に於ても最近新聞紙上に傳へらるゝ所の、縮緬雜魚一合原價六錢六厘のものを十八錢に賣り十八割の口錢を食りたる者の例の如きは、之を暴利者と見るに何の差支もなき筈である。

一方には多數の消費者が物價特に日用必需品の甚しき騰貴の爲めに、其日々々の生活にすら大困難を感じつゝあるに、他方に其等の商品を生産し又は販賣する大小會社や個人の間^{に於て}、故意に其等商品の買占賣惜を爲し其他色々の投機的手段を講じ、以て商品の價格を更に釣上げんとする者あるに於ては、其等の者の爲す所はたゞに經濟上の問題とのみ見らるべきでなく、反道徳的行爲たり非社會的の行動として、大いに憎むべき所とせねばならぬ。而して現に我國に於ても戰時以來此種の非社會的の行動は、或は米穀に關して、或は綿花綿糸布の如きに關して、或は銅鐵、木材其他建築材料、染料、藥品等に關して、乃至は野菜其他の食料品に關して、隨所に、大仕掛に又小仕掛に、公々然と又こつそりと行はれ來つたのであつて、之が爲めに、物價の人爲的に昂騰せしめられたる所は、實證的には示し難いが蓋し多大なるものであつたらう。

そして又彼の取引所に於ける取引の如きが、殆んど全く空取引として賭博的利得の爲めに行は

れ、取引所をして殆んど經濟界に於ける公の必要機關たる機能を失はしめ、其所に定まる價格は、本來からいへば現物市場に於ける價格を指導し之を調節すべき働を爲す筈のものであり乍ら、却つて現物市場の價格の調子を亂し、其の變動の度數を多からしめ幅を大ならしむる惡影響をのみ與へつゝあるが如きも、我國の實狀に於て之を見得べき所である。¹¹⁾而して之が爲めに、さなきだに騰貴して止まざる商品價格をして益々騰貴せしむるのみならず、其の亂高下を甚しからしめつつあることは、洵に憂ふべき現象といはねばならぬ。

されば今物價調節の事業を行ふる當つては、斯かる賭博的投機取引に對して嚴重なる取締を行ふと同時に、商人の暴利に對する制裁を峻嚴にする必要大いにありとせなければならぬ。政府は曩に公にしたる物價調節十九ヶ條中に「取引所並に場外の投機取引を嚴重に取締ること」は之を掲げて居るが、所謂暴利取締に就いては何等の個條も掲げられて居らぬ。之は政府に於て大に行ふ積りで之に適當なる法令等の準備の爲されつゝあるが爲めに、殊更に其の項目だけ省略したのか、それともそんな憎まれ役は引受けぬ積でわざと取落したのが、少しも私は知らないが、若し後者であるやうなことだつたら。それこそ折角の物價調節策も佛造つて魂入れざるものたる讒を免れぬ。若し此の取締を行はぬに於ては、彼の『日常必需品に對する鐵道運賃を低減すること』の項目の如き、又『日常必需品に對し一層輸送上の便宜を圖ること』の條項の如き、又『冷蔵車

11) 大阪堂島米穀取引所に於ける取引の實狀と其所に定まれる相場と正米相場との關係に就いては大阪府下市場調査第二輯「米穀市場調査」に詳かにせられてある。

の數を一層増加すること』の如き、其他主要都市に於ける小運送賃の低下を計つたり、電車の貨物夜間運送を行はしむることの如きも、殆んど多く消費者の利便とはならないで、中間商人の利益の爲めにのみ用ゐられ、益々彼等をして暴利を擅にするに便宜を得せしむるに終るに過ぎないであらう。

果して然りとせば、今物價調節の業を有效に行はんとせば、政府の調節策の多數の項目の示すが如く、經濟の組織を整へることに盡力するも必要だが、斯かる營養増進的な生理的な治療法以外に、之と併せて商人の暴利取締に關する法令を設け、嚴重に之を勵行する外科手術的な病理的な治療を行ふことが必要である。

而して之を行ふに就いては、簡單な行政取締令の如きでは到底十分な效果は擧げ難いから、堂々たる法律を設けて、警察と司法の力に依て徹底的に之を勵行すべきである。米國に於てトラスト禁止法が設けられ又食糧管理法が布かれたるが如くに、法律を制定することが、是非とも必要と考へられる。そして米國食糧管理法に於けるが如く、(一)生活必需品の市價を騰貴せしめ又は供給を制限する目的を以て之を破毀すること(二)故意に浪費し又は之が生産又は運送中故意に損傷廢敗せしむること(三)藏匿すること(四)地方的又は一般的に獨占すること(五)之れが取引中不正なる手段を用ゐる又は不當なる手数料を課し又は浪費的の取扱を爲すこと(六)他人と共同して(一)生活必需品

の運送・生産・收穫・供給・貯藏又は取引上必要な設備の利用を制限し(ロ)之が供給の分量を制限し(ハ)之が分配を制限し(ニ)之が市價を騰貴せしむる目的を以て生産を妨害し又は減少すること(ホ)之が販賣上適當なる代價を請求し又は本法に於て禁ぜられたる諸行為を幫助することを禁止する位の所は、正にその法律上に之を規定すべきである。そして又米國同法に於けるが如く(一)生活必需品を故意に藏匿せる者は罰金最高五千弗又は二年間(以下?)の禁錮又は兩刑に處すべし(二)市價を騰貴せしめ又は供給を減少せしむる目的を以て生活必需品を故意に破毀する者は最高五千弗の罰金又は二ケ年以下の禁錮又は兩刑に處すべし(三)他人と共同して生活必需品の運搬・生産・供給・貯藏又は取引上の必要な設備の利用を制限し、或は之が供給及び分配を制限し、或は市價を引上げる目的を以て之が生産を妨害し制限し又は減少せしむる者は最高一萬弗の罰金又は二ケ年以下の禁錮又は兩刑に處すべしと規定する位の制裁は之を設けて然るべきである。

此かる法律を制定すると同時に必要な事項は、之が勵行に關して檢事局の大いに活動すること米國に於けるが如くなることである。米國檢事總長が熱心に食糧管理法等の勵行に努め、部下の機關を督勵して暴利者の檢舉取締に盡力したるは、大いに推奨に値する所と謂はねばならぬ。何れにしても法律が漸次社會味を加へ來るにつれて、檢事局の如きは先づ以て裁判所といふ別天地より出で、成可く實社會と接觸し、社會の實質的利益の増進と社會生活の一般的調子を

整へることゝ、盡す所益々多きに至らねばならぬ。法律と裁判所とは、個人の物を盗んだり毀傷したりする鼠賊を取締り所罰する所あるも必要だが、それと同時に、社會一般の利益を盗み傷くる輩に對して、十分なる取締を行ひ、制裁を加ふる必要の、更に切實なるものあるを思はなくてはならぬ。

世の中には暴利取締法の如きに依て商人の營業の自由を制限したり、警察や裁判所で以て之に干渉したりするのは、人權蹂躪であるかの如く考へ、頻りに之を非難せんとする者があるけれども、今の世にこんな固陋な考の行はれ得べき筈のものではなく、そんな非社會的な見地の容れらるべき餘地はない。彼の自然法的な考から天賦人權説を唱ふる者であつても、營業の自由なるものが其の所謂人權の範圍内に入るや否やに就いては、疑なきを得ないであらう。まして現今一般の見地より之を見れば、營業の自由の如きは、たゞ社會一般の利益と背馳せざる限りに於て認めらるべきものたるや疑なき所である。社會一般の利益を傷げやうとも、暴利を食ふことに依て消費者多數をして生活上の困難に泣かしまえやうとも、營業は自由だから國家も法律も之に干渉し得べきものにあらずと爲すが如きは、今日の社會生活——否如何なる時代の社會生活の下に於ても許され得べきものでない。かゝる極端な個人行動の自由はロビンソン、クルーソーの生活狀態の下に於てのみ考へ得られる所である。

又自分共の營業が不利益を被るといふ理由で消費節約に反對し、引いて物價調節に反對する輩の如きも、宜しくロビンソン島に放逐せらるべき手合たるに過ぎぬ。

要するに物價調節の事業は舉國一致の事業である。全社會的の事業である。一方に於て國家の政策の行はれると共に、之と相並び相扶けて社會一般の努力の行はれるに依て而して其功を奏し得るであらう。私はその意味に於て政府の行はんとする所は國民一般の之を諒とすべきものたるを信するのであるが、たゞ政府は先般公にされたる所だけを行ふを以て足れりとせず、今一つ暴利取締を斷行することに依て、事業をして效果あらしむると同時に、弛廢せる商界の氣風を革醒せんことを希望せざるを得ないのである。そして此の革醒は消費節約に依る民心一般の緊肅と並び行はるゝに於て、近時著しき我が社會生活上の廢頹的惰氣を破るに足るであらう。(完)